

会 議 録

1 会 議 名

平成 21 年度第 2 回北九州市住居表示審議会

2 議 題

平成 21 年度住居表示整備事業に伴う新町界町名案について

3 開催日時

平成 21 年 10 月 14 日（水） 14 時 00 分～15 時 00 分

4 開催場所

北九州市役所庁舎 5 階 特別会議室 A

5 出席した者の氏名

（委 員）

木村 年伸委員	原田 里美委員	中益 勝利委員	恩地 紀代子委員
池留 チヨ子委員	緒方 撰子委員	鶴田 伶子委員	中村 凷委員
小島 紀夫委員	河野 陽美委員		

（事務局）

総務市民局市民部長	隈 乃理子
総務市民局市民部区政課長	濱 武志
総務市民局市民部区政課指導係長	加藤 尚哉
総務市民局市民部区政課主任	松枝 徹
小倉南区役所総務課長	河野 豊喜
小倉南区役所選挙統計係長	森 義晴
小倉南区役所総務課職員	花田 武士
若松区役所総務課長	榎田 寛
若松区役所選挙統計係長	林 秀也
八幡西区役所総務課長	上野 龍一郎
八幡西区役所総務課職員	河村 広宣

6 会議経過

市民部長 : 定刻になりましたので、ただ今から、平成 21 年度第 2 回住居表示審議会を開会いたします。

まず、定足数のご報告でございますが、本日の会議の出席者は、委員 12 名中、10 名でございます。

住居表示審議会規則第 7 条第 1 項の会議の開催に必要な過半数に達しておりますので、会議は成立しておりますことをご報告申し上げます。

続きまして、議事に入ります前に、平成 21 年 9 月 15 日付、福岡県警察の人事異動により新たに委員になられた方をご紹介させていただきます。北九州市警察部 霧委員の後任で、次長の小島委員でござ

市民部長 : います。

(小島委員あいさつ)

それでは、議事に入らせていただきたいと思います。
中益会長、お願いいたします。

中益会長 : それでは、議事に入らせていただきます。
皆様方のご協力により円滑に進めてまいりたいと思います。よろしく
お願いいたします。
本日予定されております議題は、『平成21年度住居表示整備事業に
伴う新町界町名案について』でございます。
市長より当審議会へ諮問を受けております。
諮問書につきましては、その写しをお手元に配布しております。
それでは、諮問の概要について、事務局より説明を受けたいと思
います。
事務局、お願いします。

区政課長 : それではご説明申し上げます。
お手元にお配りしております諮問書の写しをご覧ください。

今回、新町界町名案として諮問させていただきますのは、1ページ目、
別図1の小倉南区貫弥生が丘地区、それから3ページ目、別図2の若
松区塩屋地区、八幡西区本城学研台地区、浅川学園台地区でございま
す。

別図1の小倉南区貫弥生が丘地区につきましては、新しく町界・町
名を設定し、若松区塩屋地区及び八幡西区本城学研台地区につつま
しでは、現在開発が進んでおります、「北九州学術・研究都市整備事業」
の区域の一部について、区画整理事業における計画上の町界に合わせ
て新町界を設定し、隣接する町区域への編入、あるいは新しい町名の
設定を行うものでございます。

八幡西区浅川学園台地区につきましては、現在若松区ひびきの南地
区に属しております一部の区域について浅川学園台地区へ編入し、町
界の変更を行うものでございます。

それぞれの区域の新町界線及び新町名の選定経緯等詳細につつま
しでは、各区総務課長よりご説明いたします。

初めに、小倉南区役所総務課長よりご説明させていただきます。

小倉南区役所
総務課長 : 小倉南区役所総務課長の河野でございます。よろしく
お願いいたします。

諮問書2ページの「別図1の参考」をお開きください。

今回、住居表示の実施予定となっております大字貫地区でござい
ますが、前回、ご説明しましたとおり、当該地は、西日本鉄道株式

小倉南区役所 総務課長 : による、貫弥生が丘団地の開発地域の一部であります。住宅着工の遅れや地形地物の関係等で、現在まで住居表示を見合わせていた地域でございます。

面積は、約2万平方メートル。対象世帯は、事業所を含めて14世帯で、その他に建売住宅等がございます。

次に旧町界線について、ご説明します。ごらんのとおり、今回の住居表示予定地区の周囲・隣接地区は、ほとんどが住居表示実施済み地区で、実施予定地区とは、道路側線、河川側線あるいは地番境で区切られております。

別図1をご覧ください。今回、新町界線につきましては、原則にのっとり、道路、河川、地番の側線で区切りまして、住居表示を行いたいと考えております。

あ～い、い～うは、道路側線
う～えは、地番境
え～おは、道路側線
お～あは、河川側線 が町界となっております。

次に新町名の選定理由です。

新町名の選定に当たりましては、当該地は、既存の貫弥生が丘団地の第二次開発による住宅地域が中心となっております。貫弥生が丘二丁目及び三丁目に接し、一体的な団地を形成することなどから、地元住民や来訪者にとって「わかりやすい町名であることが最も大切である」との考えのもと、『貫弥生が丘四丁目』を新町名案として諮問させていただきました。ご審議の程、よろしく申し上げます。

区政課長 : 続きまして、若松区役所総務課長よりご説明申し上げます。

若松区役所 総務課長 : 若松区役所総務課長の榎田でございます。詳細についてご説明します。

今回諮問いたします若松区の新町界および新町名をつけるべき区域は、2箇所でございます。ひとつずつ、ご説明させていただきます。

はじめに、説明に使用する資料をご確認ください。

諮問書の4ページ、「別図2の参考」と表示されているのが、対象となる地域の現行町名を示した図面となります。

3ページの「別図2」と左上に表示されているのが、新町界と新町名を示した図面でございます。

また、参考資料としまして、資料の5～7ページに色刷りの資料を3枚つけております。

左上に、「区界・町界(現行)」、「区界・町界(案)」、「ひびきの南二丁目周辺図」と表示しているものです。この3枚は、補足資料としまして随時ご覧いただければと思います。

お手元の図面「別図2の参考」をご覧ください。

若松区役所
総務課長

： 一つめといたしまして、図面の い～う～え～お で囲まれている区域についてご説明いたします。

この区域の町名は、現在は「大字塩屋」です。

若松区の南西部に位置しており、「北九州学術・研究都市 北部土地区画整理事業」による整理地区の東側部分となっております。

面積は約15万㎡です。大半が一般住宅用地で、現在の世帯数は約360世帯、最終的には400世帯を見込んでいます。

現況は、区画も完成し、新築住宅も立ち並び住居表示を実施する景観をじゅうぶん備えております。

ちなみに、この区域に隣接した地域に、南部土地区画整理事業が終了した際、平成18年でございますが、すでに「塩屋二丁目」、「塩屋三丁目」の名称がつけられております。

資料の5ページ、「区界・町界（現行）」をご覧ください。黄色と桃色で示されている部分となります。

次に新町界と町名についてご説明いたしますので、諮問書の3ページ、「別図2」をご覧ください。

い～う～お～か で区切られている部分が「塩屋二丁目」です。

い～う が地番境であり、その他の境界線は道路側線となります。

次に、う～え～お で区切られている部分が「塩屋三丁目」です。

う～え が地番境となり、その他の境界線は道路側線となります。

い～う と う～え の部分は地番境と申し上げましたが、実際には平成18年に終了した南部土地区画整理事業においてすでに町名がつけられている「塩屋二丁目・三丁目」と地続きとなります。町界はすべて道路側線によって区画されることとなります。

なお町名につきましては、平成16年の地元協議において、「塩屋」の地名を生かすということで決定されたものです。

い～か の部分は、新しい八幡西区との区界線となります。

この新しい区界線につきましては、土地区画整理事業について地元住民と協議を重ねる中で、平成16年に地元の同意のもとに今回の区界線の案を策定いたしました。

今回の諮問においても、その案に沿っております。

最終的にどのようになるかのイメージは、資料の6ページ、「区界・町界（案）」をご覧ください。黄色の部分が「塩屋二丁目」、桃色で示されている部分が「塩屋三丁目」、また後で八幡西区のほうからご説明がありますが、水色の部分が「八幡西区本城学研台三丁目」でございます。

細い赤色の線で示されている部分が、現行の区界線でございます。

以上が、「塩屋二丁目・三丁目」の説明となります。

続きまして、諮問書4ページ、「別図2の参考」をご覧ください。

き～く～け で囲まれている「ひびきの南二丁目」の一部についてご説明いたします。

この地域は、平成18年の「北九州学術・研究都市 南部土地区画整理事業」終了時に、「ひびきの南二丁目」に町名変更されました。

若松区役所
総務課長

： 若松区の北九州市立大学ひびきのキャンパス南西部に位置しており、道路の区画整理も終わり、新興住宅地が立ち並ぶ一画となっております。

該当地域は、面積約2千㎡で、4軒の一戸建て住宅が建っています。

境界線につきましては、き～くは法面、く～けは擁壁面、け～きは道路側線で区画されています。

け～きの道路側線は、八幡西区浅川学園台三丁目との区界にもなっております。

実際のイメージとしては、資料の7ページ。「ひびきの南二丁目周辺図」をご覧ください。赤枠で囲まれた部分が、該当地域となります。

この地域は平成8年に開始された「北九州学術・研究都市 南部土地区画整理事業」によって、宅地整備が進み、該当地域にも4世帯の住宅が建築されています。

町名としては「ひびきの南二丁目」の一部ではありますが、地形的には若松区側とは擁壁と法面により物理的に断絶しており、住宅から行き来できる生活圏は八幡西区浅川学園台三丁目のみとなっているのが現状です。

4世帯とも、八幡西区の町内会に加入しています。

現在は「八幡西区浅川学園台三丁目」の中に、4軒の若松区の住宅が混在している状況で、住民からの要望もあり、今回、町界の変更について諮問させていただく次第です。

諮問書3ページ、「別図2」をご覧ください。新区界となる、く～け～このうちく～けが法面、け～こが擁壁面により物理的に区画され、こ～くは、街区の一部となります。

以上のことから、新町界・町名案として、「大字塩屋」の一部を「塩屋二丁目」と「塩屋三丁目」とし、「ひびきの南二丁目」の一部を「八幡西区浅川学園台三丁目」とすることにつきまして、諮問させていただきました。

説明は以上となります。よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

区政課長

： 続きまして、八幡西区総務課長よりご説明申し上げます。

八幡西区役所
総務課長

： 八幡西区役所総務課長の上野でございます。

まず今諮問させていただきます区域について説明させていただきます。

お手元の諮問書4ページ、「別図2の参考 現町界町名図」をご覧ください。

対象区域は、本図の右側のあ～い～お～かを結ぶ実線で囲んだ区域で、八幡西区北西部に位置する「大字本城」の一部となります。

具体的には、本市の主要事業の一つである「北九州学術・研究都市整備事業」による土地区画整理事業区域の北東部、幹線道路12号線の西側になりますが、第2期事業区域の北端です。

面積は約8万㎡、現在の世帯数は110世帯で最終的には約150

- 八幡西区役所
総務課長 : 世帯を見込んでいます。
- それでは、新町界についてご説明させていただきます。
3ページの「別図2」をご覧ください。
今回諮問させていただきます新町界線は、原則にのっとり、道路、河川、地番の側線で区切りまして住居表示したいと考えております。
あ～い、い～か、か～き は開発道路、き～あ は江川が境界となっております。
- 続きまして新町名の選定理由です。
「本城学研台」という名称は、平成17年1月に地元住民が提案した新町名の候補の中から賛成多数により決定した名称です。
これは「学術研究都市」というブランドイメージをアピールしたい、他区の住民からでも位置がわかるように「本城」を入れた名称にしたいとの地元意見から生まれました。
また、あ～い 線の東側の部分につきましては、本年6月1日に「本城学研台一丁目」、「本城学研台二丁目」として住居表示を実施しており、この町名が地元住民に定着しているところです。
以上のことから「本城学研台三丁目」を新町名として諮問させていただきたいと考えております。
以上でございます。よろしくご審議お願いいたします。
- 区政課長 : 以上で説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。
- 中益会長 : ただ今事務局から、小倉南区、若松区、八幡西区について説明がありました。何かご意見、ご質問はございませんか。
- 木村委員 : 八幡西区本城学研台の名称について、候補の中から選んだということだが、他にどのような名前があったのか教えていただきたい。
- 八幡西区役所
総務課長 : 他には、本城小笹、ひびきが丘、ひびきの東、まなびの、があったようですが、結果的に元々の地名の本城と学術研究都市の学研台を合わせて本城学研台となりました。
- 中益会長 : 他にございませんか。
- 原田委員 : 本城学研台三丁目と塩屋二丁目はかぎ型に区切られているが、どちらかに寄せるといった話は出なかったのでしょうか。
- 若松区役所
総務課長 : 区画整理事業の中で、建築都市局と地域の皆さんとの話し合いで決められたと聞いております。
- 池留委員 : 小池学園のあたりは、住居表示の飛び地にならないように考えていただきたい。

- 原田委員 : 学校区の関係はどのようになっているか。
- 若松区役所
総務課長 : 塩屋については、小学校は光貞小学校、中学校は洞北中学校で、住居表示実施後も変更ございません。
- 八幡西区役所
総務課長 : 学校については決められている指定校と事情がある場合認められる許可校というのがあります。小学校では、本城、光貞、江川小学校、中学校であれば、本城、洞北中学校が指定校、許可校として調整させていただいていると伺っております。
- 原田委員 : 議会の総務財政委員会に区界の変更について陳情が出ているようだが、この審議会で話し合うことはあるのか。
- 区政課長 : 住居表示を実施するにあたり、今回は区画整理事業において大きく地形が変わる中で若干の区界変更が起こっているといった状況です。
七区制実施時から変わらずにある区界を変更してほしいという声が上がっているということで、住居表示審議会とは直接の関係はございません。
- 木村委員 : 七区の住居表示の実施率を教えてください。
- 区政課長 : 市内の世帯数に対する率でございますが、今年の6月1日現在で、市全体で96.5%、門司区91.3%、小倉北区99.8%、小倉南区94.7%、若松区88.8%、八幡東区100%、八幡西区98.1%、戸畑区100%でございます。
- 中益会長 : 他にございませんか。
いろいろご意見いただきましたが、特段ないようでしたら、『平成21年度住居表示整備事業に伴う新町界町名案について』の諮問についてでございますが、原案どおり答申することで、ご異議ございませんか。
- (異議なし)
- ご異議、ないようでございますので、原案どおりこれを答申いたしたいと思っております。
- 以上で、本日予定しておりました議題は終了いたしました。
何かこの他にご発言はございませんか。
- 事務局の方から何か発言はございませんか。
- 区政課長 : 本日、ご審議のうえ、ご答申をいただきまして、ありがとうございました。
今後とも、委員の皆様のご意見を十分尊重しながら住居表示事務を

区政課長 : 進めてまいりたいと考えております。
本日はありがとうございました。

中益会長 : それでは、本日の審議はこれをもちまして終了したいと思います。
ありがとうございました。

7 傍聴者
0名

8 問い合わせ先
北九州市総務市民局市民部区政課指導係 (松枝、加藤)
電話番号 093 - 582 - 2107